

農林水産商工常任委員会資料

(平成30年6月15日)

項目	ページ
1 とっとりバイオフィロンティアの指定管理者審査要項(案)の概要について 【産業振興課】…………	1
2 鳥取県産業振興機構「IOT・AI導入サポートセンター」の開設について 【産業振興課】…………	3
3 GTI地方協力委員会の本県開催及び環日本海定期貨客船航路の 10年目記念セレモニー等について 【通商物流課】…………	4
4 県立鳥取ハローワークの開設等について 【雇用政策課】…………	6
5 平成30年度第1回外国人就労対策会議の開催結果について 【雇用政策課】…………	7
6 平成30年度第1回鳥取県障がい者雇用推進会議の開催結果について 【雇用政策課】…………	8
7 第1回鳥取県産業人材育成強化会議の開催結果について 【産業人材課】…………	20

商工労働部

とっとりバイオフロンティアの指定管理者審査要項（案）の概要について

平成30年6月15日
産 業 振 興 課

平成31年度からとっとりバイオフロンティアの管理運営を行う指定管理者について、本年6月12日に開催した第1回商工労働部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「評価委員会」という。）における審議結果等を踏まえ、今後、以下により審査を行った上で指定することとしています。

【とっとりバイオフロンティアの施設概要】

【所在】 米子市西町86番地（鳥取大学米子キャンパス内）

【開設時期】 平成23年4月1日

【設置目的】 バイオ産業における新技術の研究開発及び実用化、専門人材の育成等を行うことにより、本県におけるバイオ産業の集積形成及び活性化を図り、県内産業の振興を図る

【施設内容（フロア概要）】

（1階）研修室、オープンラボ （2階）共同利用実験室（機器分析、遺伝子実験等）

（3階）貸居室、貸実験室、貸動物飼育室

【第1回評価委員会の開催概要】

・とっとりバイオフロンティアの活動状況について報告するとともに、鳥取県産業振興機構を指名団体とすること、及び具体的な審査要項（案）について了承を得た。

【日時】 平成30年6月12日 午後3時30分～午後5時 【場所】 鳥取県庁内

【出席委員】 5名（鳥取環境大学教授、税理士、企業経営者、薬剤師 等）

1. 指名団体とその理由

（指名団体）

公益財団法人鳥取県産業振興機構（平成23～25年度（1期）、平成26～30年度（2期）までの指定管理者）

（指名理由）

当該団体は、本県と連携してバイオ産業の振興に取り組んできたこれまでの実績に加え、産学官連携による事業化、県内企業の販路開拓等支援や人材育成等の知識・ノウハウを有した公益的団体であることから、当該団体が同施設を継続的に管理運営することで、効果的・効率的な施設の設置目的達成が期待できること。

【参考／これまでの主な取組・成果】

- ・同施設にバイオベンチャー企業等が6社入居し、これまでに54人の雇用創出を達成
- ・国競争的資金の管理法として、継続的に国資金獲得による研究開発支援を実施
- ・次世代バイオ産業人材育成に向けたカリキュラムを充実・実施（H29：492人が参加）
- ・同施設隣接地に、創業実証拠点となる鳥取大学「とっとり創業実証センター」が開設（H30.4）等

2. 指定管理者が行う業務及び管理の基準等

（1）指定管理者が行う業務の内容

- ① 施設設備の維持管理に関する業務
- ② 施設の利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務
- ③ 公共料金の徴収、支払いに関する業務
- ④ 利用者の総合支援に関する業務
- ⑤ バイオ人材育成に関する業務
- ⑥ その他施設の管理運営に必要な業務

（2）管理の基準

- ① 開館時間、休館日、利用料金等は、あらかじめ知事の承認を得て決定する。
- ② 施設の利用許可・制限等は、とっとりバイオフロンティアの設置及び管理に関する条例に基づいて行う。

(3) 組織及び人員の基準

- ① 業務全体を総合的に把握し、調整する総括責任者（施設長相当職）を1名配置すること。
- ② 業務の内容に応じて、必要な知識、資格、技能及び経験を有する者を配置すること。

なお、次の者については、施設への配置を義務付けるものとする。

- ア 染色体工学技術を中心としたバイオテクノロジーに関する専門的な知識を有する者
- イ 動物実験に関する実務経験、専門的な知識を有する者

(4) 利用料金等の取扱い

施設利用料や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。

(5) 委託料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額441,710千円（消費税額及び地方消費税額を含む）を上限として、委託料を支払う。また、各年度の委託料に余剰金が生じた場合は、その額の範囲内で指定管理者の設ける基金に積み立て、公益事業や施設管理経費に活用する。

(6) 指定期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日（5年間）

3. 審査方法等

(1) 審査方法

評価委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を選定する。

(2) 審査基準（※指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例）

審査基準	主な審査項目
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針等)
施設の効用を最大限に発揮させるものであること (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、事業企画、利用促進策等) ○管理の基準 (開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開等) ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○利用者等の要望の把握
管理に係る経費の効率化が図られるものであること (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積り内容
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること (指定手続条例第5条第3号)	○法人等の財政基盤、経営基盤 ○組織及び職員の配置等 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 (障がい者雇用、男女共同参画推進企業等の認定 等) ○当該施設の管理運営状況の実績評価

4. 今後のスケジュール（予定）

- (1) 審査要項の送付 平成30年6月下旬
- (2) 書類の提出期限 平成30年7月下旬
- (3) 審査委員会（候補者の審査） 平成30年8月上旬
- (4) 審査結果の通知 平成30年8月上旬
- (5) 指定管理者の指定 平成30年10月下旬（県議会の議決を経て行う。）

鳥取県産業振興機構「IoT・AI導入サポートセンター」の開設等について

平成30年6月15日
産 業 振 興 課

IOT等先端技術導入による県内企業の生産性向上を支援するため、とっとりIOT推進ラボ関連予算「スマートものづくり応援隊事業（経済産業省所管）」を活用し、このたび、鳥取県産業振興機構（以下「産業振興機構」という。）に専門相談窓口「IoT・AI導入サポートセンター」が開設されるとともに、IoT専門家を育成する「IoT専門家育成スクール」が開講しました。

- (※)「IoT」:「Internet of Things」の略であり、世の中の様々な物体(モノ)に通信機能を持たせることにより、離れた”モノ”の状態を知り、操作することのできる技術
- (※)「AI」:「Artificial Intelligence」の略であり、学習・判断など、人間の知的能力をコンピュータ上で実現する技術
- (※)「とっとりIOT推進ラボ」:経済産業省が推進する「地方版IOT推進ラボ」として平成29年8月に国選定

1. IoT・AI導入サポートセンターの概要

- (1) 名 称 産業振興機構「IoT・AI導入サポートセンター」
- (2) 場 所 産業振興機構内（鳥取市若葉台、米子市日下（サテライト））
- (3) 開 設 日 平成30年6月14日（木）
- (4) 体 制
 - ・産業振興機構スタッフ（専任マネージャー1名、支援員1名）
 - （※）登録専門家（IT分野4名 ほか）が派遣専門家としてサポート
 - ・スマートものづくり支援チーム（以下「IoT専門家育成スクール」の修了者を配置予定）
 - （※）その他関係機関（鳥取県産業技術センター、各商工会議所・商工会、とっとりIOT推進ラボ専門家会議）と連携しながら支援を行う予定
- (5) 主な提供サービス
 - ①IoT・AI技術導入にかかるワンストップ相談対応
 - ②企業内導入に向けた現地支援（専門家派遣による伴走型支援等）
 - ③企業内人材育成支援（「IoT専門家育成スクール」等） 等

2. IoT専門家育成スクールの概要

サポートセンターの支援体制充実に向けた企業OB人材育成に加え、県内企業の現場リーダー育成に向け、現場課題の解決及びIoT技術の具体的導入実践スキルを習得するためのスクールを開講する。

- (1) 開 講 日 平成30年6月14日（木）
- (2) 運 営 主 体 産業振興機構
- (3) 開 講 期 間 平成30年6月14日～平成31年2月下旬（座学5月間、現場実習5月間のカリキュラム）
- (4) 受 講 対 象 計31名（企業OB：6名、企業内人材：25名）
 - ①企業OB（企業への技術導入に向けた支援者を育成）
※修了後は「スマートものづくり支援チーム」の一員としてサポートセンターに配置
 - ②企業内人材（企業内の現場リーダーを育成）



サポートセンター開所式(6/14)



専門家育成スクール

3. 今後の取り組み

- 県内企業への情報発信等によりサポートセンターの利活用促進を図る。
- 大学等学術機関や県内外専門家をはじめ、専門的知見・ノウハウを有する機関との連携強化を図るとともに、事業効果の検証を行いながら、支援分野の重点化や専門家育成メニューの充実など、県としても、同センターの支援体制強化に取り組む。

平成30年6月15日
通商物流課

1 第6回GTI地方協力委員会の開催及び関連行事について（開催日：7月13日（金））

時間	内容	主催
9:30～ 11:20	■地域開発フォーラム（ロイヤルホテル大山） (1) 基調講演 テーマ：欧州と北東アジアをつなぐ物流の現状と展望 講師：日本通運（株）常務執行役員・東アジアブロック地域総括 杉山 龍雄 氏 (2) パネルディスカッション テーマ：北東アジア地域の発展に向けて コーディネーター：鳥取県 岡村統轄監 パネリスト：日本通運（株）ほかで調整中	鳥取県
11:30～ 12:00	■GTI地方協力委員会オープニングセレモニー（ロイヤルホテル大山） 内容：関係者挨拶、記念撮影等	鳥取県
14:00～ 17:30	■第6回GTI北東アジア地方協力委員会【LCC】（ロイヤルホテル大山） 内容：LCC活動報告、各地域の取組等について発表 ■ロジスティック小委員会【LSC】（ロイヤルホテル大山） 内容：LSC活動報告、各地域の取組等について発表 ※DBS航路のザルビノ延伸ルートを提案	GTI
19:00～ 20:30	■歓迎レセプション（皆生グランドホテル天水） 参加者：LCC加盟参加地域、フォーラム登壇者等、計100名程度	鳥取県

※GTI（広域圏們江開発計画）：図們江流域を中心として、運輸、貿易・投資、観光、エネルギー、環境、農業で地域の一体的な発展を推進するため、中国、ロシア、モンゴル、韓国の4カ国で組織された政府間協力機構。本県は、下部組織である北東アジア地方協力委員会のメンバー。

※GTI北東アジア地方協力委員会：参加地域のGTIの取組等を議論する総会

※ロジスティック小委員会：地方協力委員会の下部組織。物流の具体的政策を議論する会議

2 DBSフェリー10年目記念セレモニーについて（※GTI地方協力委員会関連行事としても実施）

(1) 日時：7月14日（土）午後5時～5時30分（調整中）

(2) 場所：DBSクルーズフェリー船内（境港）

(3) 主催：鳥取県

(4) 内容：7月14日からDBS船内で県産品販売スペースを設置。
商品棚の除幕式や、乗船客への記念品配布などを実施。

(5) 参加者：LCC加盟参加地域代表（県内視察参加地域のみ）、環日本海経済活動促進協議会、境港市観光協会、境港管理組合、中海・宍道湖・大山圏域市長会

3 ザルビノ延伸トライアル輸送（4月分）の実施結果について

境港の北東アジアゲートウェイ機能強化及び本県と一帯一路の接合点である中国吉林省との物流ルート構築を目指して、DBS（4月21日境港出港便）をロシア・ザルビノ港まで延伸させるトライアル運航・輸送を実施した。

(1) トライアル輸送貨物

- ・輸出（鳥取市→吉林省長春市）：ディスプレイ用パネル（バルク）
- ・輸入（吉林省琿春市→境港市）：農業用トラクター（20ftコンテナ）

(2) 運航・輸送スケジュール

	4/17 (火)	4/18 (水)	4/20 (金)	4/21 (土)	4/24 (火)	4/25 (水)	4/27 (金)	5/1 (火)	5/2 (水)
輸出	集荷（境港へ輸送）		DBSへ荷積み	境港出港	ザルビノ港到着	琿春到着、通関手続き	仕向地（長春）に到着、一時保管		荷受人にお届け
輸入	空コンテナを琿春へ輸送	コンテナに積込、ザルビノ港へ輸送			DBSへ荷積み、ザルビノ港出港		境港到着、通関手続き	仕向地（境港）に到着、荷受人へ	

(3) 実施結果

ザルビノ港利用の利点	・境港～吉林省間の輸出入とも、1週間で貨物が到着し、既存航路（大連経由、10日程度）より迅速な輸送を実証。
課題・問題点	・中露国境（ザルビノ～琿春）間は大型トラックしかなく、小口貨物では陸送費が割高になる。 ・保税輸送における課題（提出書類が多い。ウラジオストク及びザルビノ双方で検査が実施された。） ・ロシア税関当局内部において税関規則解釈の相違があり、ルール化されていない。

(4) 対応案、今後の実施予定

- ・保税輸送等について、ロシア極東税関とウラジオストク税関で、税関規則解釈に相違があることから、正しい解釈について見解を求めているところ。
- ・次回トライアルは8月上旬実施で調整中。

4 環日本海定期貨客船航路の状況について

(1) 直近の境港における利用状況（2018年1月～4月・境港管理組合の暫定集計）

- ・境港～東海間の旅客数は、韓国人訪日客が好調なことから、延べ乗客数は10,681人、1便当たり平均乗客数は、前年（年間搭乗者数の過去最高を記録）を上回るペースで推移。
- ・境港の取扱貨物量は、輸出ではロシア向け建築材料、輸入では韓国からのパプリカの貨物が減少したことから、重量(ft)ペースで対前年同期比14.4%（242ft）減の1,441ftとなった。

■旅客実績（1～4月）

区分	運航回数 (往復)	延べ 乗客数	1便当たり 平均乗客数	乗客国別内訳			
				韓国	日本	ロシア	その他
2017年	15航次	10,426人	348人	9,801人 (94.0%)	65人 (0.6%)	294人 (2.8%)	266人 (2.6%)
2018年	15航次	10,681人	356人	10,188人 (95.4%)	93人 (0.9%)	349人 (3.2%)	51人 (0.5%)
増減	—	255人	8人	387人	28人	55人	△215人

■貨物実績（1～4月）

区分	運航回数 (往復)	境港での貨物実績				1便当たり 平均貨物量 (トン数)
		コンテナ貨物		バルク貨物	合計トン数	
		(TEUベース)	(トンベース)			
2017年	15航次	144TEU	677ft	1,006ft	1,683ft	56.1ft
2018年	15航次	125TEU	544ft	897ft	1,441ft	48.0ft
増減	—	△19TEU	△133ft	△109ft	△242ft	△8.1ft

*1TEUは、20フィートコンテナ1個を表す単位

*トン数の単位としているft（フレートトン）とは、容積1.113m³（40立方フィート）、重量1,000kgをもって1トンとし、重量または容積の何れか大なる方を採用する換算方式

(2) 平成29年度環日本海圏航路に係る就航経費補助金

- ・平成29年度の境港～東海間の運航回数は50往復で、1往復当たりの燃料費等の補助対象経費が100万円を超えたことから、1往復当たりの補助金額を100万円と確定した。中海・宍道湖・大山圏域市長会との負担割合に基づき、環日本海経済活動促進協議会を通じて運航会社に助成した。

[補助対象経費] 境港～東海間の運航経費のうち固定的経費の1/10（1往復あたり100万円上限）

期間	対象経費 (1往復)	補助額 (1往復)	往復 回数	県補助金額 (合計)	負担割合
H29.4.1～H30.3.31	1,199万円	100万円	50	3,500万円	県7/10、市長会3/10

[助成内訳] 鳥取県：3,500万円 [100万円×(50往復×7/10)]

中海・宍道湖・大山圏域市長会：1,500万円 [100万円×(50往復×3/10)]

[参考] DBSクルーズフェリー社の収支決算

DBSクルーズフェリー社の損益計算書によると、2017年の営業損失（減価償却前）は、2016年と比較し約14億ウォン減少した。

※営業損失（減価償却前）：2016年約36億ウォン → 2017年約22億ウォン

県立鳥取ハローワークの開設等について

平成30年6月15日
雇用人材局雇用政策課

県立ハローワークについては、昨年7月の米子・境港・東京・関西、本年4月の倉吉に続き、「県立鳥取ハローワーク」を6月30日（土）に開設し、県内全域の求人・求職者を対象とする県立ハローワークの全県展開体制が整備されます。

1 鳥取県立鳥取ハローワークの開設について

○ 概要

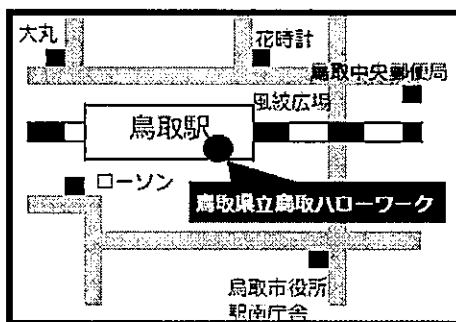
名 称	鳥取県立鳥取ハローワーク
設置場所	鳥取市東品治町111-1 JR鳥取駅構内
開所年月日	平成30年6月30日（土）
開所	10:00～18:15〔月曜日～土曜日〕 （祝日・年末年始を除く）
設置 コーナー	・女性活躍・ミドル・シニアコーナー（担当5名） ・若者・学生コーナー（担当3名） ・IJUサポート・企業支援コーナー（担当4名）

○ 開設式

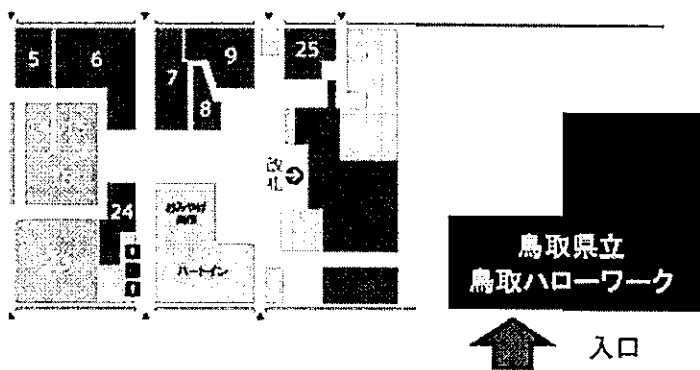
- (1) 日 時 6月30日（土）午後1時～1時30分
- (2) 場 所 鳥取県立鳥取ハローワーク前
- (3) 出席予定者

厚生労働省職業安定局長、鳥取労働局長、鳥取市長、鳥取県議会議長・議員、衆議院議員・参議院議員秘書、JR西日本（株）執行役員米子支社長、JR西日本山陰開発（株）代表取締役社長、知事、関係者ほか

周辺図



鳥取駅構内



2 県立ハローワークの利用状況について

昨年7月に米子・境港・東京・関西に県立ハローワークを開設以降、4月に倉吉にも開設した結果、相談件数は24,976件（5月31日現在）となっており、採用決定者も1,012人（5月31日現在）と千人を超えた。

○開設後の利用状況（H29.7～H30.5）は、次のとおり。

- ⇒ [採用決定者数（5/31現在 延べ数）] 1,012人
- ⇒ [相談件数（5/31現在 延べ数）] 24,976件
- ⇒ [新規求職者数（5/31現在 延べ数）] 2,499人
- ⇒ [新規求人件数（5/31現在 延べ数）] 4,817人

平成30年度第1回外国人就労対策会議の開催結果について

平成30年6月15日

雇用人材局雇用政策課

県内における外国人就労者が増加傾向にあることから、高度外国人材、技能実習生、外国人定住者等を含めた、外国人就労について検討する「第1回外国人就労対策会議」を開催し、関係機関で連携し技能実習生等の日本語習得に向けた支援や高度外国人材の県内定着を強化する方針について情報共有を行いました。

- 1 日時 平成30年5月31日(木) 午後1時30分～2時40分
- 2 出席者 鳥取県中小企業団体中央会、(公財)鳥取県国際交流財団、鳥取県行政書士会、ジェトロ鳥取事務所、日本労働組合総連合会鳥取県連合会、鳥取市、境港市、日南町、鳥取労働局、鳥取県警察本部、県関係課(10課)
- 3 主な内容 ・鳥取県における外国人就労の現状と課題 ・今後の取組みについて
- 4 会議での主な発言

○県内の外国人技能実習の動向について

- ・5月25日現在、県内には技能実習生の管理団体が17団体ある。
- ・技能実習生は、ベトナム人と中国人が多い。現状は製造業(ものづくり系)と食品加工関係での受入れが多い。
- ・今後は、介護分野も増えていくのではないかと考えている。

○外国人雇用へのニーズについて

- ・外国人を雇用したいが、どのようなルートで採用を行ったらよいのかという問い合わせが多い。

○通訳人材の不足について

- ・在住外国人のうち、約6割が技能実習生である。ベトナムの実習生が多いが、ベトナム語通訳ができる人材が不足している。
- ・各種相談において、窓口で外国語が出来る人材がおらず、通訳もすぐには手配できない状態にある。
- ・ベトナム人が急増しているが、ベトナム語の通訳ができる人が、県内で1人か2人しかおらず、通訳の確保が課題。県外から通訳を入れることも考えるなど、新たなことも検討していく必要がある。

○日本語学習について

- ・鳥取県国際交流財団では、日本語クラス(日本語教室)を東中西部3地域で開催している。受講生は、半分以上が技能実習生。ベトナムが多く、ミャンマー・フィリピンも増えている。
- ・技能実習生の国籍が、非漢字圏に移行しており、日本語習得のハードルが高くなっている。
- ・このクラスの目的は、生活に困らないレベルの日本語を身に付けること。
- ・各組合へ日本語クラスの情報提供をしており、企業経由で参加申し込みがある。

5 今後の取組みについて

- (1) 外国人就労にあたり、「①日本語学習や生活面での支援ニーズ等を把握するため、企業及び外国人就労者へのアンケートを関係機関が連携して実施すること」、「②企業及び外国人就労者への支援策一覧を取りまとめ、リーフレットとして配布、ホームページで周知すること」を確認した。
- (2) 企業アンケート結果を集計後、第2回会議を開催し、必要な施策の分析や検討を行う予定。

<参考 外国人が就労可能な主な在留資格と鳥取県内の人数>

(単位：人)

区分		全国籍合計	中国	韓国	ベトナム	フィリピン	ブラジル	ネパール	ペルー	(米英仏独伊加露豪ニュージーランド)	その他
合計		2,324	696	71	724	304	9	4	2	157	357
①専門的・技術的分野の在留資格	計	290	85	29	9	5	-	2	-	117	43
	うち技術・人文知識・国際業務	134	59	16	9	3	-	2	-	28	17
②特定活動		53	23	1	27	-	-	-	-	-	2
③技能実習		1,314	381	1	659	39	-	-	-	-	234
④資格外活動	計	119	64	10	19	-	-	-	-	3	23
	うち留学	106	56	10	17	-	-	-	-	2	21
⑤身分に基づく在留資格	計	548	143	30	10	260	9	2	2	37	55
	うち在日韓国人等	364	83	23	3	187	8	2	2	18	38

(出所：鳥取労働局公表資料、平成29年10月末現在)

平成30年度第1回鳥取県障がい者雇用推進会議の開催結果について

平成30年6月15日

雇用人材局雇用政策課

障がい者がその適性と能力に応じた職に就き、社会経済活動への参加を一層促進するため、「鳥取県障がい者雇用推進会議」を開催して、「障がい者新規雇用1,000人創出に向けたH30年度アクションプラン」など雇用の方策について意見交換を行いました。

1 日時 平成30年6月8日（金）午後1時～2時20分

2 参加者 会長 副知事
委員 鳥取県経営者協会、鳥取県商工会議所連合会、障害者就業・生活支援センター、就労支援団体、鳥取労働局、鳥取障害者職業センター、県関係部局長、鳥取県教育委員会

3 内容

(1) 障がい者新規雇用1,000人に向けた目標・実績 (単位：人)

年度	H26		H27		H28		H29		H30	合計 H27～30
	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標		
就職者数(A)	552	676	597	618	648	781	659	846	2,750	
離職者数(B)	354	318	432	238	406	432	469	443	1,750	
純増(A-B)	198	358	165	380	242	349	190	403	1,000	
累計	—	358	165	545	407	756	597	1,000	—	
就業者数	2,545	2,903	2,710	3,090	2,952	3,301	3,142	3,545	—	

(2) 意見交換の主な内容

①就労前・就労時の支援のあり方

- ・離職の増加は、障がい者が就職準備の不十分なまま就職しているからでは。就業前のアセスメントをしっかり行い、必要な人は就労移行支援事業所で十分に就職前の準備を行ってから就職すべき。
- ・職業紹介では、使える支援や、障がい者の情報を開示または非開示とすることでのメリット・デメリットを丁寧に説明して、本人の意向に沿って進めるのを基本としている。
- ・就労支援施設の利用者に対する就労ニーズのアンケート調査をやってみてはどうか。

②新たに障がい者を雇用する企業への支援

- ・障がい者の支援には百人百様の対応が必要といわれ、今年4月の法定雇用率の引き上げにより新たに障がい者の雇用義務が生じた企業には相談先がわからず、また、雇う側の見極めが難しいなどの不安感がある。
- ・障がい者雇用の制度は多くあり、企業が集まる機会に出前説明会を行ってほしい。
- ・ある程度従業員数がある中堅企業での障がい者向けの仕事の抽出と、新たに障がい者の雇用義務が生じる従業員数が45.5人の企業での抽出は異なるので、発想の転換が必要。

③ジョブコーチ（職場適応援助者）の企業訪問等による離職防止

- ・就職後1, 2年はジョブコーチによる定着支援があるが、3, 4年目になると定着支援がなくなることも離職につながるのではないかと。
- ・離職に関しては病気で退職するケースもあれば、自分に合った企業へ転職するケースもある。
- ・障がい者を受け入れる企業として、受入体制をしっかりと構築できる情報提供をお願いしたい。
- ・サポーター制度の普及拡大には、中小企業が多く単独での導入が難しい中、商工団地単位や同業種が集まったの取り組みを支援してはどうか。
⇒職場での意思疎通が離職に関係していると思われ、職場内のサポーターをつくるため昨年度からとっとり障がい者仕事サポーターの養成を開始した。今年も7月に第1回の講習を開催。
⇒本年度はジョブコーチのフォローアップ研修を開催して事例検討などを行う。データベースを構築して、経験が共有できるようにしたい。

4 今後取り組みを検討する事項

- (1) 今回いただいた意見をもとに、関係者と具体的な対応策を検討する。
- (2) 障害者職業センターや就労・生活支援センターなどの機関や、ジョブコーチによる支援、トライアル雇用（短時間を含む）などの制度といった障がい者雇用に関する支援策の一層の周知を図る。
- (3) 関係機関でキャラバンを組んで訪問をするなど、企業に障がい者雇用を更に働きかけていく。
- (4) 今秋に第2回の会議を開催して、取り組み状況を確認するとともに、対策を検討する。

障がい者新規雇用1,000人創出 に向けたロードマップ H30年度アクションプラン

平成30年6月
鳥取県

1

目次

1 障がい者新規雇用1,000人創出H30年度アクションプランについて	－ p3
2 障がい者新規雇用1,000人創出に向けた目標値	－ p4
3 現状・課題と平成30年度の実施内容	－ p5
4 平成30年度障がい者の就業支援関係事業	－ p6～p8
(1) 障がい者の雇用の場の創出	
(2) 障がい者の離職防止	
(3) 福祉就労から一般就労への加速	
5 平成30年度の主な事業	－ p9～p22
(1) 雇用政策課	
(2) 産業人材課	
(3) 特別支援教育課	
(4) 障がい福祉課	

2

障がい者新規雇用1,000人創出H30年度アクションプランの概要

➤ アクションプランは、障がい者新規雇用1,000人創出に向けたロードマップ（H27年7月策定、H27～30年度の4年間）の主要な取組である「障がい者の雇用の場の創出」「障がい者の離職防止」「福祉就労から一般就労への加速」に基づき、平成30年度の施策と各年度における就業者数の目標人数を示す。

1 取組の3つの柱

障がい者の雇用の場の創出

- ◆ 企業に対する障がい者雇用に向けた働きかけ
 - 障がい者雇用アドバイザーと障害者就業・生活支援センターの連携
- ◆ 発達障がい者訓練モデルの普及
 - オフィス型ジョブトレーニングの横展開
- ◆ 特例子会社設立等の支援
- ◆ 就労サポーター配置、特別支援学校技能検定の実施・普及
- ◆ 障がい者向け職業訓練の実施

障がい者の離職防止

- ◆ 各圏域への定着支援員、定着支援コーディネーターの配置の充実
- ◆ 企業を訪問し、集中的に支援を行うジョブコーチ支援の充実
 - 訪問型ジョブコーチの人件費及び養成研修派遣旅費の補助
- ◆ 企業内に障がい者就業促進のための支援・相談を行える者の養成
 - 障がい者仕事サポーターの養成
 - 障害者職業生活相談員資格認定講習への参加の働きかけ

福祉就労から一般就労への加速

- ◆ 障がい福祉サービス事業所の取組の推進
 - 一般就労移行、定着支援に向けた支援
 - ワークコーポとっとり、農福・水福連携等モデル的取組の普及
- ◆ 障害福祉サービス事業所と企業との交流促進
 - 障害者就業・生活支援センターによる企業と障害福祉サービス事業所との意見交換の場の設置

雇用の場の創出、離職防止、一般就労への加速を柱に関係機関の連携により包括的な支援を推進！

2 障がい者就業者数目標人数

区分	H26	H27	H28	H29	H30	計
就職者数		597人	648人	659人	846人	2,750人
離職者数		432人	406人	469人	443人	1,750人
純増		165人	242人	190人	403人	1,000人
就業者数	2,545人	2,710人	2,952人	3,142人	3,545人	

関係機関による連携
 ・鳥取労働局
 ・鳥取県
 ・各就業支援機関
 ・各福祉機関
 ・各教育機関

3

障がい者新規雇用1,000人創出に向けた目標値

区 分	年度	H25	H26	H27		H28		H29		H30	4年間の合計 (H27～29の実績及びH30の目標値)
		実績		目標	実績	目標	実績	目標	実績		
		就業率	1.77%	1.88%	—	1.99%	—	2.11%	—	—	
		法定雇用率	2.00%								
雇用創造による新規雇用	①障がい者雇用の場の創出	437	456	563	498	492	564	643	583	708	2,353
	特例子会社等、農業参入企業による一般就労	—	—	30	0	15	5	30	11	15	31
	特別支援学校(琴の浦)から一般就労	—	—	36	34	40	30	40	35	40	139
	特別支援学校(既存)から一般就労	39	48	40	27	26	29	26	14	26	96
	障害者就業・生活支援センター及びハローワークによる一般就労	398	408	445	433	400	494	525	515	605	2,047
	聴覚障がい者手話通訳者派遣事業による一般就労	—	—	12	4	6	6	8	2	8	20
	発達障がい者訓練コース活用による一般就労	—	—	—	—	5	0	14	6	14	20
②障がい者の福祉就労から一般就労への加速	福祉から一般就労への移行	97	96	113	99	126	84	138	76	138	397
	福祉から一般就労への移行	97	96	113	99	126	84	138	76	138	397
	③就職者数 (①+②)	534	552	676	597	618	648	781	659	846	2,750
定着支援による離職防止	④定着支援を実施しない場合の離職者数	—	—	428	578	386	631	699	725	738	2,672
	⑤定着支援員・ジョブコーチ等による定着支援者数	—	—	110	146	148	225	267	256	295	922
	⑥離職者数 (④-⑤)	383	354	318	432	238	406	432	469	443	1,750
障がい者就業者数等	⑦純増 (③-⑥)	151	198	358	165	380	242	349	190	403	1,000
	⑧障がい者就業者数 ((前年度⑧)+当年度⑦)	2,347	2,545	2,903	2,710	3,090	2,952	3,301	3,142	3,545	—
	⑨離職率 (1-(当年度⑧)/(前年度⑧+当年度③))	14.0%	12.2%	9.9%	13.7%	7.2%	12.1%	11.6%	13.0%	11.1%	—

※表中の赤字は、今後、見込まれる数値等による目標値

4

現状・課題と平成30年度の取組内容

取組方針	現状・課題	H30年度の取組の方向性・主な施策（赤字:新規・拡充）
障がい者の雇用の場の創出	<ul style="list-style-type: none"> ● 法定雇用率2%を達成（H29.6.1現在障がい者実雇用率は2.16%） ● 約4割の企業が法定雇用率が未達成（H29.6.1達成企業割合：59.7%） ● 障がい者雇用に対する企業の理解を得るには、企業トップに対する働きかけが更に重要 ● 発達障がい者の就労に関する支援施策の更なる取組が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 企業に対する障がい者雇用に向けた働きかけ <ul style="list-style-type: none"> ◆ 障がい者雇用アドバイザー配置事業、障がい者雇用推進啓発事業、職場開拓支援員配置事業、障がい者就労ネットワーク事業、就労促進セミナー事業、障がい者雇用企業見学マッチング事業 ▶ 特例子会社設立等の支援 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 特例子会社設立等助成金事業 ◆ 農業参入企業による障がい者就労促進事業 ▶ 就労サポーター配置、特別支援学校技能検定の実施・普及 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 就労サポーター事業、県版特別支援学校技能検定実施事業 ▶ 障がい者のスキルアップ等 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 職業準備性を高めるためのテキスト普及事業、障がい者職場実習事業、障がい者職業訓練事業
障がい者の離職防止	<ul style="list-style-type: none"> ● 精神障がい者の就職者数が増加（H23：166人→H29：324人）する一方で、短期間で離職する者も多い。（1年後で50%以上：※(独法)高齢・障害・求職者雇用支援機構のH29全国調査） ● ジョブコーチによる訪問支援は障がい者の職場定着の向上に有効 ● 職場定着のためには、障がい者が働く現場での支援が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 各圏域への定着支援員、定着支援コーディネーターの配置の充実 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害者就業・生活支援センター定着支援員配置事業、特別支援学校生徒の職場定着推進事業 ▶ 企業を訪問し、集中的に支援を行うジョブコーチ支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 訪問型ジョブコーチ設置促進事業、訪問型ジョブコーチ養成研修派遣事業、県版ジョブコーチセンター設置事業 ▶ 企業内に障がい者就業促進のための支援・相談を行える者の養成 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 企業在籍型ジョブコーチ設置促進事業、仕事サポーター養成、障害者職業生活相談員資格認定講習
福祉就労から一般就労への加速	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉就労から一般就労する障がい者は伸び悩み（H26…96人、H27…99人、H28…84人） ● 円滑な一般就労への移行は障害福祉サービス事業所の職員の資質向上が必要 ● 障がい者の職域拡大に向けた農業、漁業分野での就労を促進する取組の支援が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 障がい福祉サービス事業所の取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 就労移行・定着支援セミナー開催事業、とっとりモデルの共同受注体制構築事業、農福連携推進事業、ごきげんマルシェ促進事業、研修受入謝金等の支給事業 ▶ 障害福祉サービス事業所と企業との交流促進 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害者就業・生活支援センターによる企業と障害福祉サービス事業所との意見交換の場の設置

5

平成30年度障がい者の就業支援関係事業①

番号	区分	事業の名称	事業の概要	予算額(千円)	担当課	備考
1	障がい者の雇用の場の創出	特例子会社設立等助成金事業	障がい者の新規雇用に向けた特例子会社又は企業内障がい者多数雇用施設の設定の取組を支援するため、助成金を支給する。	1,875	雇用政策課	
2		障がい者雇用アドバイザー配置事業	障がい者雇用アドバイザーを県庁に配置し、企業トップ等に障がい者の新規雇用に向けた働きかけ等を行う。	4,249	雇用政策課	
3		障害者就業・生活支援センター職場開拓支援員配置事業	障がい者就業・生活支援センターに職場開拓支援員を配置して、職場実習先の開拓等を行う。	14,987	雇用政策課	
4		障がい者職場実習事業	障がい者の職場実習を受け入れた事業所及び実習者に対して、謝金または奨励金を支給し雇用の促進を図る。	2,605	雇用政策課	
5		障がい者雇用推進啓発事業	障がい者雇用優良事業所等の知事表彰、企業見学交流会等のセミナー開催及び障害者就業・生活支援センター等のホームページの運営を行う。	1,567	雇用政策課	
6		職業準備性を高めるためのテキスト普及事業	障がい者が一般就労するために必要な技能(あいさつ、身だしなみ、コミュニケーション等)を習得するためのテキスト(平成30年2月作成)を普及するための講習会を開催する。	270	雇用政策課	H30 新規
7		障がい者就労ネットワーク事業	発達障がい者に対する就労支援を行うためのネットワーク会議を県内3か所の障害者就業・生活支援センターで開催する。	720	雇用政策課	
8		聴覚障がい者就労支援事業	聴覚障がい者の就職面接や職場実習の際に手話通訳者・要約筆記者等を派遣する。	554	雇用政策課	
9		障がい者職業訓練事業	就職に必要な知識・技能を習得を目的として、障がい者を対象とした職業訓練を産業人材育成センターで実施する。	37,600	産業人材課	
10		県版特別支援学校技能検定実施事業	特別支援学校の生徒が身に付けた知識、技能、態度等を一定の基準により評価し、認定するため、技能検定を行う。	596	特別支援教育課	

6

平成30年度障がい者の就業支援関係事業②

番号	区分	事業の名称	事業の概要	予算額 (千円)	担当課	備考
11	障がい者の雇用の場の創出	就労・定着支援員配置	障がい者雇用等に関する実務経験を有する者などを非常勤職員として配置し、職場開拓、作業学習への助言、企業等との連携による職場定着を図る。	25,202	特別支援教育課	
12		就労促進セミナー事業	特別支援学校の取組等を企業に周知するためのセミナーを開催し、障がい者雇用に向けた理解啓発を促進する。	663	特別支援教育課	
13		障がい者雇用企業見学マッチング事業	障がい者を雇用する予定の企業に対し、県が関係機関と連携して企業見学をコーディネートし、見学受け入れ企業に謝礼金を支給する。(年間10社)	300	雇用政策課	H30新規
14	障がい者の離職防止	障害者就業・生活支援センター定着支援員配置事業	障害者就業・生活支援センターに就職した者の定着支援を専門に行う職員を配置し、職場定着を支援する。	14,131	雇用政策課	
15		県版ジョブコーチセンター設置事業	県中部及び西部地区に県版ジョブコーチセンターを設置し、ジョブコーチ支援を行う。	15,194	雇用政策課	
16		訪問型ジョブコーチ設置促進事業	訪問型ジョブコーチを配置する社会福祉法人等に対してその活動費の一部を助成し、定着支援を行う障がい者の数を増やす。	9,000	雇用政策課	
17		訪問型ジョブコーチ養成研修派遣支援事業	ジョブコーチ資格取得のため、訪問型ジョブコーチ養成研修に職員を派遣する社会福祉法人等に旅費の助成を行う。	390	雇用政策課	
18		企業在籍型ジョブコーチ養成研修派遣支援事業	ジョブコーチ資格取得のため、企業在籍型ジョブコーチ養成研修に職員を派遣する社会福祉法人等に旅費の助成を行う。(1/2助成)	195	雇用政策課	H30新規
19		とっとり障がい者仕事サポーター養成事業	企業内に障がいを正しく理解し、日常的に障がい者を現場で支援する「とっとり障がい者仕事サポーター」を新たに養成し、障がい者の職場定着及び活躍できる体制を構築する	656	雇用政策課	

7

平成30年度障がい者の就業支援関係事業③

番号	区分	事業の名称	事業の概要	予算額 (千円)	担当課	備考
(11)	障がい者の離職防止	就労・定着支援員配置(再掲)	障がい者雇用等に関する実務経験を有する者などを非常勤職員として配置し、職場開拓、作業学習への助言、企業等との連携による職場定着を図る。	25,202	特別支援教育課	
20		職業教育スキルアップ事業	特別支援学校教員3名をジョブコーチセミナーに派遣し、生徒の現場実習や進路指導の質の向上を図る。	582	特別支援教育課	
21	福祉就労から一般就労への加速	企業と障害福祉サービス事業所の交流促進	各圏域毎に企業と障害福祉サービス事業所の意見交換の場を設けて、両者の交流促進を図る。	-	雇用政策課	
22		就労移行・定着支援セミナー開催事業	障がい者が円滑に職場に適應できるよう障害福祉サービス事業所等の支援員などを対象とした研修を行う。	875	障がい福祉課	
23		とっとりモデルの共同受注体制構築事業	複数の障害福祉サービス事業所が一緒に作業を行う共同作業場を設置し、障がい者の工賃向上や一般就労を促進する。	20,490	障がい福祉課	
24		農福連携推進事業	障がい者の農業分野への就労を促進するため、障害福祉サービス事業所と農家の農作業受委託のマッチングを行う。	9,023	障がい福祉課	
25		ごきげんマルシェ促進事業	農業に取り組む障がい者就労移行支援事業所による市場を開催し、障がい者の職域拡大や工賃向上を図る。	5,600	障がい福祉課	
26		研修受入謝金等の支給事業	県内の就労移行支援事業所の職員が、県外の先進的な取組をしている就労移行支援事業所に研修派遣された場合、研修受入事業所に対して謝金を研修派遣事業所に旅費相当額を支給する。	360	障がい福祉課	
27		農業参入企業による障がい者就労促進事業	障がい者雇用に繋がる新たな農福連携のスキームとして、農業参入する企業による事業展開の中で、積極的な障がい者の受け入れを図る企業に対し支援を行う。	-	障がい福祉課	

8

平成30年度の主な事業（雇用の場の創出①）

1 特例子会社設立等助成金事業 1,875千円

目的・概要

(雇用政策課)

「特例子会社」又は「企業内障がい者多数雇用施設」の設置を支援し、障がい者新規雇用の創出を支援していくことを目的として助成金を支給する。

事業内容等

①事業内容

ア 支給条件

「特例子会社」を設立する場合又は「企業内障がい者多数雇用施設」を設置し、かつ新規正規雇用の障がい者が5人以上

イ 支給時期

事業開始の日から6か月後に1/2、1年6か月後に1/4及び2年6か月後に1/4を分割支給

ウ 対象施設

作業施設、管理施設、福祉施設及びそれに関連した設備・備品(当該施設・設備等が事業主自ら所有するもの)

エ 支給例

(中小企業の場合)投資額15百万円以上、新規雇用障がい者5人以上で助成額7,500千円

②進捗状況

- (有)ドアーズ(倉吉市)…障がい者5名雇用(H28.9~)
- (株)フジオファーム(北栄町)…事業認定済(H28.10)
- 三光(株)(境港市)…事業認定済(H30.4)

2 障がい者雇用アドバイザー 配置事業 4,249千円

目的・概要

(雇用政策課)

障がい者雇用アドバイザーを県就業支援課に1名配置、企業トップ等に対して障がい者の新規雇用の働きかけ等を行う。

事業内容等

①事業内容

ア 障がい者雇用アドバイザー

- 配置場所: 商工労働部雇用人材局就業支援課
- 氏名: 加島 宏三(かしまひろみ)

イ 活動内容

- 県内の障がい者法定雇用適用企業(423社)のうち、障がい者の雇用実績のない企業(107社)を重点的に訪問
- 企業トップ又は人事責任者に障がい者雇用の理解と必要性を周知
- 経営者が抱く障がい者雇用に関する不安の解消
- 助成制度等について助言を行い、障がい者雇用を促進
- ハローワークや障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス事業所との連携等

②実績(平成29年度)

323社を訪問(障がい者雇用に前向きな企業は151社)

平成30年度の主な事業（雇用の場の創出②）

3 障害者就業・生活支援センター 職場開拓支援員配置事業 14,987千円

目的・概要

(雇用政策課)

障がい者の職場実習先を開拓し、障がい者と企業とのマッチングを行い新規雇用に繋げる「職場開拓支援員」を各障害者就業・生活支援センターに配置する。

事業内容等

①事業内容

ア 配置人数

3名(各障害者就業・生活支援センター1名)

イ 業務内容

- 職場実習先の開拓及び障がい者と企業のマッチングを行う。
- 障がい者からの相談に応じ、その就業及び日常生活上の問題について必要な指導・援助等を行う。
- 事業主に対して障がい者の就職後の雇用管理に関する助言を行う。
- 障がい者に対して職業訓練や職場実習をあっせんする。
- 障がい者雇用支援者に関する情報収集及び提供ならびに障がい者雇用支援者に対して研修を行う。
- ハローワーク、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校等との連絡会議を開催するなどして連携を図る等。

4 障がい者職場実習事業 2,605千円

目的・概要

(雇用政策課)

障がい者の職場実習を受け入れた事業所及び職場実習者に対して、それぞれ謝金または奨励金を支給し、障がい者雇用の促進を図る。

事業内容等

①事業内容

ア 謝金

1,000円/1日(事業者へ支給)

イ 奨励金

1,000円/1日(職場実習者へ支給)

②実績(平成28年度)

ア 職場実習件数

202件(うち、就職決定129件)

イ 支出額

- 謝金 1,087,000円
- 奨励金 1,290,000円



平成30年度の主な事業（雇用の場の創出③）

5 障がい者雇用推進啓発事業 1,567千円

目的・概要

（雇用政策課）

障がい者優良事業所等の知事表彰や企業見学交流会等のセミナーを開催する。

事業内容等

①事業内容

ア 障がい者雇用優良事業者等表彰

障がい者雇用に功績のあった8者を表彰。（H28年度は、工賃向上に成果を上げている事業所の表彰枠を新設。）

イ 障がい者雇用企業見学交流会

障がい者が働く現場の見学及び障がい者雇用の取組み等を知ることができる企業見学交流会を開催

ウ 就業支援基礎研修・障がい者就業支援説明会

障がい者の就業支援を担当する職員や、障がい者本人に対するセミナーを開催し、支援者のスキルアップや当事者の就業への意欲喚起、意識向上を図る

※イ及びウは、労働局及び職業センターと共催



6 [新]職業準備性を高めるためのテキスト普及事業 270千円

目的・概要

（雇用政策課）

平成30年2月に作成した「働きたい障がいのある皆さんのための就職準備セミナーテキスト」の利用方法、グループワークの進め方等の説明会を開催する。

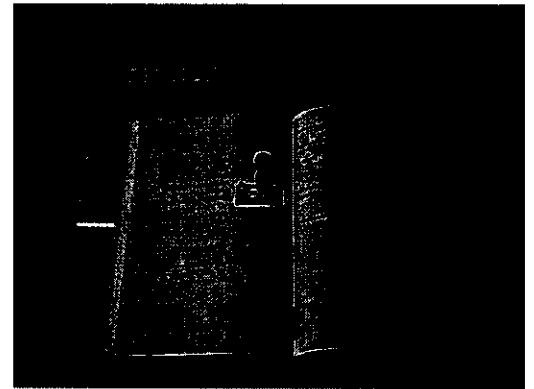
事業内容等

①研修会の開催

県内3地区×1回の研修会を開催

②テキスト

平成29年度予算で作成したテキスト(A4・138ページ、800冊を印刷)



11

平成30年度の主な事業（雇用の場の創出④）

7 障がい者就労ネットワーク事業 720千円

目的・概要

（雇用政策課）

発達障がい者に対する就労支援を行うためのネットワーク会議を県内3か所で開催する。

事業内容等

①事業内容

発達障がい者就労支援ネットワーク会議

○発達障がい者個人の支援策を検討するため、障害者就業・生活支援センターとハローワーク、若者仕事ぶらざ、サポステ、エール発達障がい者支援センター、職業センター、高等学校、特別支援学校等による会議を開催する。

②実績（平成29年度）

発達障がい者就労支援ネットワーク会議

各障害者就業・生活支援センターで適宜開催

8 聴覚障がい者就労支援事業 554千円

目的・概要

（雇用政策課）

聴覚障がい者の就職面接や職場実習の際に手話通訳者・要約筆記者等を派遣する。

事業内容等

①事業内容

聴覚障がい者が就職するために行う面談、勤務条件等の協議、職場実習等に手話通訳者・要約筆記者を派遣する。

。（求職中の聴覚障がい者が登録している、障害者就業・生活支援センターが派遣団体に依頼）

②実績（平成29年度）

11件（面談、職場実習）

12

平成30年度の主な事業（雇用の場の創出⑤）

9 障がい者職業訓練事業 37,600千円

目的・概要 (産業人材課)

障がい者を対象にした職業訓練を実施し、就職に必要な知識・技能の習得の機会を提供するとともに、障がい者の就職の促進を図る。

事業内容等

産業人材育成センター倉吉校で行う職業訓練

コース名	総合実務科
対象者	知的障がい者(特別支援学校等卒業未就職者及び離職者)
訓練期間	1年(4月入校)、9ヶ月(7月入校)、7ヶ月(9月入校)
定員	15名
入校者数	4月入校(5名)、7月入校(~6/1募集)
訓練内容	<ul style="list-style-type: none"> ●基礎的訓練 日常的作業の基本的技能、知識・体力の習得(算数等基礎学力、簡易事務等) ●実践訓練 就業が見込まれる職種に関連した専門職業技能(販売、清掃、調理補助、製造技能、フォークリフト操作)、企業実習。

委託訓練(産業人材育成センター各校が、NPO法人等へ委託)

コース名	実践能力習得	知識技能習得	早期委託訓練
コース名	実践能力習得	知識技能習得	早期委託訓練
対象者	障がい者		障がい者(特別支援学校等高等部3年生)
訓練期間	1~3ヶ月		
定員	32名	20名	10名
入校者数	1名/1コース(今後も随時コース設定)	倉吉校(募集前) 米子校(募集前)	倉吉校(募集前)
訓練内容	企業実習	パソコン活用等	企業実習

13

平成30年度の主な事業（雇用の場の創出⑥）

10 県版特別支援学校技能検定実施事業 596千円

目的・概要 (特別支援教育課)

特別支援学校に在籍する生徒が身に付けた知識、技能、態度等を、一定の基準により評価し、認定する「鳥取県特別支援学校技能検定」を実施する。検定の内容と評価基準については関係企業や関係協会と協議して設定し、企業の就労ニーズと生徒の学習を結びつけ、「働く力」「働く意欲」等のキャリア発達の向上を図ると共に雇用促進につなげる。

事業内容・進捗状況

- 平成30年度鳥取県特別支援学校技能検定
 - 対象 特別支援学校高等部生徒
 - 実施時期
平成30年10月4日(木)・10月5日(金)
 - 検定内容
 - 清掃部門
マスター検定・・・じゅうたん床清掃及びガラス・窓枠清掃
床及び机上清掃
チャレンジ検定・・・床清掃、じゅうたん床清掃
 - 喫茶サービス部門
- 技能検定運営委員会
検定実施に係る詳細の決定及び当日の審査
 - 実施内容 実施検討部会2回、審査部会各3回(当日審査含む)
 - 委員 関係協会・企業、アビリンピック実施関係者、関係学校教員等

11 就労・定着支援員配置 25,200千円

目的・概要 (特別支援教育課)

障がい者雇用等に関する実務経験を有する者などを非常勤職員として配置し、職場開拓や作業学習への助言等を行うとともに、在学中から卒業後にかけて企業等との連携・環境調整等を進め、卒業生の職場定着を図る。

事業内容等

- 配置の経緯
 - 平成29年度まで配置していた就労サポーター、職場定着コーディネーターの業務を統合し、就労・定着支援員として、配置する。
 - 県内特別支援学校に計6名配置する。配置先は、東部1名、中部1名、西部1名、琴の浦3名とする。
 - それぞれの圏域や学校の実態に合わせて、職場開拓や職場定着支援にあたる。
- 主な業務内容
 - 就職を希望する生徒の職場開拓業務等(実習先、就労先)
 - 在学中生徒に対するアセスメントやジョブマッチング、移行支援の準備等
 - 卒業生及び企業への直接支援(ケースに応じて)
 - 関係機関との連携・情報交換
 - 就労支援会議(校内外)での助言
 - 校内作業学習への助言
 - 業務日誌の作成・報告
 - その他特別支援教育課が学校と協議し必要と認められた業務

4

平成30年度の主な事業（雇用の場の創出⑦）

12 就労促進セミナー事業 663千円

目的・概要 (特別支援教育課)

- 1 特別支援学校の生徒の状況を事業所に周知し、障がいへの理解・啓発を促進する。
- 2 本人、障がい者雇用・就労に関わる事業所、卒業生、支援者など、それぞれの立場から障がい者の就労促進について、現状や思いを発表し合い、参加者全員が障がい者の就労についての理解を深め、就労促進について考える機会とする。

事業内容・進捗状況

- 1 これまでの取組について
特別支援学校生徒の企業等への就労を促進するため、卒後を豊かに生活できる学習の充実や各圏域で生徒の働く様子を見てもらい、生徒の発表を聞いてもらう「就労促進セミナー」を実施している。
就労促進セミナーは平成19年度にスタートし、平成23年度より3圏域揃っての開催となった。日程や内容は各圏域ごとに目的に沿ったプログラムが組まれている。
- 2 平成30年度の予定
実施日、実施内容については現在各実行委員会等で検討中

13 [新]障がい者雇用企業見学マッチング事業 300千円

目的・概要 (障がい福祉課)

障がい者を雇用する予定の企業に対し、県が関係機関と連携して企業見学をコーディネートし、見学受け入れ企業には謝礼金を支給する。

事業内容等

- 1 利用企業
新たに障がい者雇用を行おうとする企業
- 2 仲介者
県、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク
～利用者の希望を受けて、受け入れ企業との間を調整する。
- 3 受け入れ企業
利用者と同業種で既に障がい者雇用を行っている企業

15

平成30年度の主な事業（離職防止①）

14 障害者就業・生活支援センター定着支援員配置事業 14,131千円

目的・概要 (雇用政策課)

就職した障がい者の定着を専門的に支援する「定着支援員」を各障害者就業・生活支援センターに配置する。

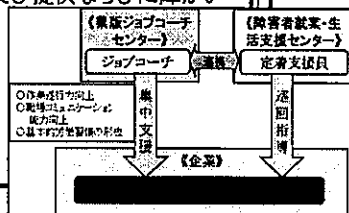
事業内容等

①事業内容

ア 配置人数
3名(各障害者就業・生活支援センター1名)

イ 業務内容

- 新規就業した障がい者を中心に、巡回指導を行い、職場定着が図られるよう必要な支援を行う。
- 障がい者からの相談に応じ、その就業及びこれに伴う日常生活上の問題に対して、必要な指導等を行う。
- 事業主に対して障がい者の就職後の雇用管理に関し助言を行う。
- 障がい者に対して職業訓練や職場実習をあっせんする。
- 障がい者雇用支援者に関する情報収集及び提供ならびに障がい者雇用支援者に対して研修を行う。
- ハローワーク、職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校等との連絡会議を開催するなどして連携を図る等



15 県版ジョブコーチセンター設置事業 9,000千円

目的・概要 (雇用政策課)

鳥取障害者職業センター(鳥取市)に配置型ジョブコーチが5名配置され、県内全域にジョブコーチ支援を実施しているが、高まるニーズに対応するため、県西部・中部に県版ジョブコーチセンターを設置する。

事業内容等

①事業内容

- ア 中部地区
県中部の障害者就業・生活支援センターくらしと一体的運用を目指して「県版ジョブコーチセンターくらし」を設置(H27.4)
- イ 西部地区
県西部の障害者就業・生活支援センターしゅーと一体的運用を目指して「県版ジョブコーチセンターあしすと」を設置(H26.4)

②進捗状況

- ア 配置人数(平成29年4月現在)
配置型ジョブコーチ(単県)…2名(中部1名、西部1名)
訪問型ジョブコーチ(その他)…4名(中部2名、西部2名)
- イ 活動実績(平成28年度の被支援者数)
92名(中部31名、西部61名)
※配置型ジョブコーチの支援者数

16

平成30年度の主な事業（離職防止②）

16 訪問型ジョブコーチ設置促進事業 17,472千円

目的・概要

(雇用政策課)

訪問型ジョブコーチを配置する社会福祉法人等に対してその人件費の一部を助成し、定着支援を行う障がい者の数を増やし、職場定着の支援体制を強化する。

事業内容等

①事業内容

ア 補助額

1,344千円/名×13名

イ 対象者

国の資格認定を受けた訪問型ジョブコーチを配置する社会福祉法人等

ウ 条件

- 訪問型ジョブコーチ1人当たりの被支援者数が10人以上であること(10人未満の場合は補助金を人数に応じて按分)
- 訪問型ジョブコーチの被支援者のうち、半数以上は補助金の交付を受ける法人等が運営する事業所以外の出身者であること。

②実績(平成28年度)

- 5法人(ジョブコーチ11名分)に補助
- 83人の障がい者に対しジョブコーチ支援を実施(対前年度22名増)

17 訪問型ジョブコーチ養成研修派遣支援事業 390千円

目的・概要

(雇用政策課)

訪問型ジョブコーチを増員することにより、県内の障がい者雇用・定着が推進されることを目的として、訪問型ジョブコーチの養成研修に職員を派遣する法人等に対して、その派遣費用を補助する。

事業内容等

①事業内容

ア 補助額

130千円/名×3名

イ 対象者

各障害者就業・生活支援センター所長の推薦を受けた者(研修受講後に最も多く、訪問型ジョブコーチ活動を行うことが期待できる者)

ウ 条件

研修を受講した者が所属する社会福祉法人等は、鳥取労働局に「訪問型職場適応援助促進助成金受給資格」の申請を行い認定を受けること。

②実績(平成29年度)

- ・平成28年度は1名が利用
- ・平成29年度は利用なし



17

平成30年度の主な事業（離職防止③）

18 [新]企業在籍型ジョブコーチ研修派遣支援事業 195千円

目的・概要

(雇用政策課)

企業在籍型ジョブコーチ制度を企業に周知し、取得に必要な旅費の一部を助成することで、当該資格の取得促進を図る。

事業内容等

①事業内容

ア 補助額

130千円/名×1/2×3名

イ 対象者

(独法)高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める受講要件を満たす者

ウ その他

(独法)高齢・障害・求職者雇用支援機構行う研修は受講料無料
民間団体が行う研修は有料だが、国の助成制度の対象となる。

19 とっとり障がい者仕事サポーター養成事業 656千円

目的・概要

(雇用政策課)

企業内に障がいを正しく理解し、日常的に障がい者を現場で支援する「とっとり障がい者仕事サポーター」を新たに養成するための研修会を開催し、障がい者の職場定着及び活躍できる体制を構築する。

事業内容等

①事業内容

ア 研修内容

●講義

「就労場面での障がいの理解」(精神・発達障がいを中心に、その他の障がいも含める)

●当事者発表

精神・発達障がい者を雇用されている企業の担当者と当事者に、雇用現場における配慮等についてお話いただく。

イ 開催時期

平成30年7月、平成31年2月

ウ 開催場所

県内3か所(東部、中部、西部)

②29年度実績

- ・7回開催、276人が受講(うち日曜日が1回、28人)

8

平成30年度の主な事業（離職防止④、福祉就労から一般就労①）

20 職業教育スキルアップ事業 (582千円)

目的・概要 (特別支援教育課)

特別支援学校教員をJC-NET ジョブコーチセミナーに派遣し、生徒の産業現場等における実習や進路指導等の充実を図る。

事業内容・進捗状況

- これまでの取組について
 - これまでの研修派遣により、県内の特別支援学校において現在、13名のジョブコーチ資格取得者が在籍している。
 - 研修を受けた教員の多くは、進路指導主事や高等部の職業学習のキーマンとして、研修で身に付けた知識、技能を発揮している。
- 平成30年度の取組について

平成30年度においては、3名の派遣を予定している。

21 企業と障害福祉サービス事業所との交流促進

目的・概要 (雇用政策課)

障がい者雇用に理解を示している企業と、施設利用者の一般就労に積極的に取り組む障がい福祉サービス事業所の意見交換の場を各圏域ごとに設け、両者のマッチングを図り、障がい者雇用に推進する。

事業内容等

①事業内容

ア 障がい者雇用のための企業見学会での意見交換
障がい者の雇用を検討している企業に障がい者雇用の現場を知ってもらうため開催する「企業見学会」(県内3地区で開催)において、障害福祉サービス事業所の参加も呼びかけ、意見交換の場を設ける。

イ 企業と障がい福祉サービス事業所の意見交換会

障害者就業・生活支援センターにおいて、障がい者雇用を実践している企業と各圏域の障害福祉サービス事業所に参加を呼び掛けて、10名程度のグループに分かれて意見交換を行い、両者のマッチングを図る。



19

平成30年度の主な事業（福祉就労から一般就労②）

22 就労移行・定着支援セミナー開催事業 875千円

目的・概要 (障がい福祉課)

就労支援のあり方やジョブコーチ支援の今後等について議論を深めることにより、就労支援に携わる者の支援力の向上を図るとともに、就労支援のさらなる充実を図る

事業内容等

とっとり就労支援フォーラム2018(仮称)
【実施予定】
〈対象者〉
福祉施設職員、企業関係者、特別支援教育に携わる教職員、障がい者本人・家族 など
〈内容〉
・基調講演
・実践報告 等
〈開催場所・時期〉
とりぎん文化会館 10月6日

23 とっとりモデルの共同受注体制構築事業 20,490千円

目的・概要 (障がい福祉課)

企業等からの受託作業の大量受注案件を処理するため複数の事業所が一緒になって作業を行う共同作業場の全県展開を図る。

事業内容・進捗状況

共同作業場の取組強化のためのコーディネーターの配置支援、実習にかかる奨励金の支出

〈各共同作業場の概要〉

【東部地区／ワークコーポとっとり】

・H27～ 製品の袋詰め等の軽作業を行うための共同作業場として、鳥取市に設置(全国初)

【西部地区／御崎漁港共同作業場】

・H27～ 水産加工品製造のための共同作業場として、大山町の漁具庫等を改修して設置

【中部地区／地域はたらくセンター】

・H30～ ベットフードの袋詰めや種類の結束作業を行うための共同作業場として、日本財団の支援を受けて設置

20

平成30年度の主な事業（福祉就労から一般就労③）

24 農福連携推進事業

9,023千円

目的・概要

(障がい福祉課)

東中西の各圏域に1名(計3名)のコーディネーターを配置し、仕事を求める就労系障害福祉サービス事業所と人手を求める農家との農作業受委託のマッチングを行う。

事業内容・進捗状況

平成22年度に「鳥取発！農福連携モデル事業」を開始し、支援窓口とコーディネーターを設置することにより、マッチング件数と工賃が向上！

農福連携マッチング実績について

	マッチング件数				作業料金			
	東部	中部	西部	計	東部	中部	西部	作業料金合計額
H22	30	34	35	99	2,280,277	638,997	923,893	3,843,167
H23	45	34	38	117	3,085,483	964,104	1,600,952	5,650,539
H24	26	15	29	70	1,552,691	1,398,629	2,057,411	5,008,731
H25	32	27	20	79	1,495,338	2,044,021	1,721,878	5,261,237
H26	38	23	19	80	1,990,795	1,040,435	1,025,496	4,056,726
H27	44	27	50	121	2,032,666	1,575,436	2,717,011	6,325,113
H28	39	26	47	112	2,273,474	1,320,396	1,889,942	5,483,812
H29	44	28	54	126	2,845,690	1,006,720	2,503,296	6,355,706

25 ごきげんマルシェ促進事業

5,600千円

目的・概要

(障がい福祉課)

農業分野での障がい者の就労を支援し、障がい者の職域拡大や工賃向上を図るとともに、農業に取り組む障がい者就労支援事業所等によるマルシェを開催する。

事業内容・進捗状況

「ごきげんマルシェ」の開催<販売>
農福連携により農業に取り組む事業所が、心を込めてつくった新鮮な農産物を販売するためのマルシェを開催する。

- ・出店予定事業所数:30事業所
- (1)実施予定時期 平成30年10月頃
- (2)実施予定場所 鳥取市

21

平成30年度の主な事業（福祉就労から一般就労④）

26 研修受入謝金等の支給事業

360千円

目的・概要

(障がい福祉課)

県内の就労移行支援事業所の職員について、県外の先進的な取組をしている就労移行支援事業所でのインターンシップ派遣することで、県内就労移行支援事業所等のスキルアップを図る。

事業内容・進捗状況

インターンシップ受入事業所に対して謝金をインターンシップ派遣事業所に旅費相当額を支給する。(2名分)

報償費360千円

受入謝金 50千円×2事業所=100千円

派遣者への奨励金

130千円×2人= 260万円

130千円上限(東京都:5泊6日想定)

なお、研修参加を途中で取り止めた場合は、原則として派遣旅費は支給しない



27 農業参入企業による障がい者就労促進事業

目的・概要

(障がい福祉課)

障がい者雇用に繋がる新たな農福連携のスキームとして、農業参入する企業による事業展開の中で、積極的な障がい者の受け入れを図る企業に対し支援を行う。

事業内容・進捗状況

以下の条件を満たす農業参入企業に対し補助金を交付

(1)交付要件(抜粋)

- 3年以内に新たに障がい者の正規雇用20人以上を達成する計画を持った企業であること
- 農作業のための人材として施設外就労等により障がい者を受け入れる場合は、労務単価として鳥取県最低賃金を上回る金額を支給すること

(2)対象者 農業参入を検討又は実施している企業

(3)対象事業

障がい者を受け入れた農業経営の開始又は推進するための事業

(例)機械・施設の整備又はリースに係る経費等

(4)助成金

60,000千円以上の設備投資で20名以上雇用:30,000千円

75,000千円以上の設備投資で25名以上雇用:37,500千円

90,000千円以上の設備投資で30名以上雇用:45,000千円

第1回鳥取県産業人材育成強化会議の開催結果について

平成30年6月15日
雇用人材局産業人材課

人手不足をはじめとした県内の経済・社会動向を踏まえ、今後の県内産業を担う人材の効果的な育成の仕組みづくりや関係機関との役割分担及び連携体制について検討を行うため、第1回鳥取県産業人材育成強化会議を開催し、産業人材育成に係る課題認識や人材ニーズについて意見交換を行いました。

【鳥取県産業人材育成強化会議について】

(1) 目的

県内産業を担う人材の効果的な育成の仕組みづくり、関係機関との役割分担・連携体制の検討。

(2) 参加団体、機関

経済団体 : 鳥取商工会議所、倉吉商工会議所、米子商工会議所、境港商工会議所、
鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会、(一社)鳥取県経営者協会
労働団体 : 日本労働組合総連合会鳥取県連合会
関係団体 : (公社)鳥取県観光連盟、(福)鳥取県社会福祉協議会、(一社)鳥取県情報産業協会、
鳥取県農業協同組合中央会、(一社)鳥取県建設業協会
教育機関等 : (大)鳥取大学、(大)公立鳥取環境大学、(学)藤田学院鳥取看護大学・鳥取短期大学、
(独)国立高等専門学校機構米子工業高等専門学校、(一社)鳥取県私立学校協会、
鳥取県職業能力開発協会
産業支援機関 : (地独)鳥取県産業技術センター、(公財)鳥取県産業振興機構
行政関係等 : 鳥取労働局、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部
※オブザーバー : 職業大高度訓練開発室

(3) ワーキンググループ会議

特に具体的な検討を要する分野・課題について別途調査・検討を行う。

【検討する分野等】 ①観光 ②ICT ③ものづくり ④介護 ⑤保育 ⑥農林水産業
⑦土木・建設・建築 ⑧専門職大学

1 第1回会議について

- (1) 日時 平成30年6月1日(金)午後3時～4時45分
(2) 場所 鳥取県立図書館 大研修室
(3) 出席者 経済団体、労働団体、関係団体、教育機関等、
産業支援機関、行政関係等、知事、商工労働部長ほか



2 第1回会議での主な意見

産業人材育成に係る背景と現状、今後の進め方について意見交換

(1) 背景、現状について

- ・中小企業では、早期離職等により人材育成のノウハウがなくなり、教育できる人材が不足。(経済団体)
- ・労働力人口が減少する中で、産業構造の転換(大量生産から開発系へのシフト)が必要。(教育機関)
- ・専門職大学は、既存の教育機関への影響がありうる。(教育機関)
- ・AIを用いた品質向上等、利益に繋がっていくことの理解が必要。(産業支援機関)
- ・全国的な傾向だが、小規模な企業ほど研修ができていない。(訓練機関)

(2) 今後の進め方について

- ・企業単独での人材育成が難しくなっているので、県・団体に協力して取り組むことが必要。(経済団体)
- ・医療福祉は特に離職率が高い。深掘りして議論していただきたい。(労働団体)
- ・ワーキンググループでは、介護と保育はそれぞれ分けて議論することが必要。(関係団体)
- ・将来の労働力人口の減少は深刻。鳥取県経済成長創造戦略を意識した目標が必要。(関係団体)

3 今後の予定

今後、事業所アンケートやワーキンググループ会議の実施などにより実態把握・検討を行いながら、10月を目途に人材育成のあり方等に関する方針をとりまとめていく。